関係各位

総 務 部 長

公共工事設計労務費単価の変動に対する特別措置(通知)

標記について、以下のとおり定めましたので、通知いたします。

記

1. 経 緯

平成26年2月に公共工事設計労務費単価が7.1%(全職種平均)上昇しており、これを受けて、国土交通省及び長崎県が契約書第25条第6項に基づき対応する旨の通知があったことから、雲仙市においても、以下のとおり特別措置を実施いたします。

2. 特別措置の対応となる工事等

- ①平成26年2月1日以降に契約した工事・業務委託(測量・調査・設計等)のうち旧労務単価等で予定価格を積算しているもの
- ②平成26年1月31日までに契約した工事のうち残工期(基準日から起算)が2ヶ月以上の工事(業務委託は対象外)

3. 特別措置の内容

別紙のとおり(参考に積算方法も通知いたします)

〇公共工事設計労務費単価の変動に対する特別措置

1. 趣 旨

本特別措置は、平成26年2月に公共工事設計労務費単価が7.1%(全職種平均) 上昇したことを受けた契約書第25条第6項(インフレ条項)の適用について、スライド額の算定方法や受発注者間における協議方法等を取りまとめたものである。

2. 特別措置の対応となる工事等(以下、「対象工事」という。)

対象工事① 平成26年2月1日以降に契約した工事・業務委託(測量・調査・設計等)のうち旧労務単価等で予定価格を積算しているもの



対象工事② 平成26年1月31日までに契約した工事のうち残工期(基準日から 起算)が2ヶ月以上の工事(業務委託は対象外)



3. 特別措置の内容

3.1 対象工事(1)について

発注者は対象工事①がある場合は、その受注者にその旨及び必要な手続を説明する。その後、受注者が新労務費等への変更が必要と判断した場合は、発注者へ書面 (様式1)により請求を行うこととする。その請求の後、発注者は受注者から新労務費等を考慮した請負代金額に契約変更する。

なお、新労務費等とは、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を示しており、歩掛の変更については考 慮するものではない。

3.2 対象工事②について

3.2.1 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- ①請求日:対象工事となる可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下、「スライド協議」という。)を請求した日とする。
- ②基準日:請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議 して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
 - ※発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難い場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

これにより難い場合とは、スライド協議請求後、基準日について協議している際に、新たに労務費等の変更がなされた場合等である。

- ③残工期:基準日以降の工事期間とする。
 - ※残工事が基準日から2ヶ月以上必要であることに留意すること。
 - ※基準日までに変更契約をしていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮できる。

3.2.2 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、 その期限は直近の労務費等の変更から、次の変更がなされるまでとする。

なお、スライド協議の請求は繰越確定日(議決又は専決手続等)以降とする。 ただし、この特別措置に必要な手続については、事前に説明できる。

・スライド対象の確認

スライド対象の確認にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出 来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とす る。

・スライド協議の請求について

発注者は対象工事②がある場合は、その受注者にその旨及び必要な手続を説明する。その後、受注者がスライド協議が必要と判断した場合は、発注者へ書面(様式2)によりスライド協議の請求を行うこととする。

また、基準日設定後に新たに労務費等が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の労務費等の変更から次の変更の間における発注者又は受注者から のスライド協議の請求は、1回を基本とする。

・スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面(様式3)により通知する。

3.2.3 請負代金額の変更

①スライド額の算出

労務費等の変動による請負代金額の変更額(以下、「スライド額」という。) は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に 相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額 とする。

なお、増額スライド額については、次式により行う(今回の特別措置には減額措置は生じないため省略する)。

 $S_{\#} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$

S: 増額スライド額

P₁:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する

請負代金額を控除した額(旧労務費等により積算した金額)

 P_2 : 新労務費等により積算した P_1 に相当する額 ($P = \Sigma$ ($\alpha \times Z$)、 α : 落札率、Z: 市積算額)

※スライド額は、スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共 通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更 については考慮するものではない。

②受注者の負担割合

受注者の負担割合については、雲仙市建設工事請負契約書(以下、「契約書」という。)第29条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100分の1」とした。

③その他

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

・複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき 同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、 それまでに実施したスライド額を含むものとする。

3.2.4 残工事量の算定

①残工事量の出来形数量確認の留意点

基準日における工事の出来形数量の確認については、本通知の以下の留意点に基づき実施することを基本とする。

なお、広域的な範囲で迅速かつ確実な執行が求められることから、当面、受 注者に「工事出来高内訳書」の提出を求め、これにより、数量総括表に対応し た出来高を確認できることとする。

【残工事量の出来形数量確認の留意点】

- ①基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとすること。
- ②基準日までに変更契約を行っていないが先行指示している数量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- ③現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、 下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。
 - ア 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明で きる材料は出来形数量として取り扱う。
 - イ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形の対象とする。
 - ウ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫 確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- ④数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- ⑤出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- ⑥受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、出来形 部分に含めるものとする。

②出来形数量の確認者

出来形数量の確認者は監督職員を基本とするが、これにより難い場合は、対象工事発注課の職員でもよい。

③ その他

・複数回スライドを行う場合について

本通知に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。

・出来形数量等の確認時期について

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行い、その結果を発注者・ 受注者双方で保管する(様式4)。

3.2.5 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

・積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に 使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

3.2.6 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができるものとするが、出来形数量等の確認後は、発注者・受注者双方でスライド額の変更について書面により確認する(様式5、6)。

~ 製約書第25条第6項の7□- ~

手 続 項 目

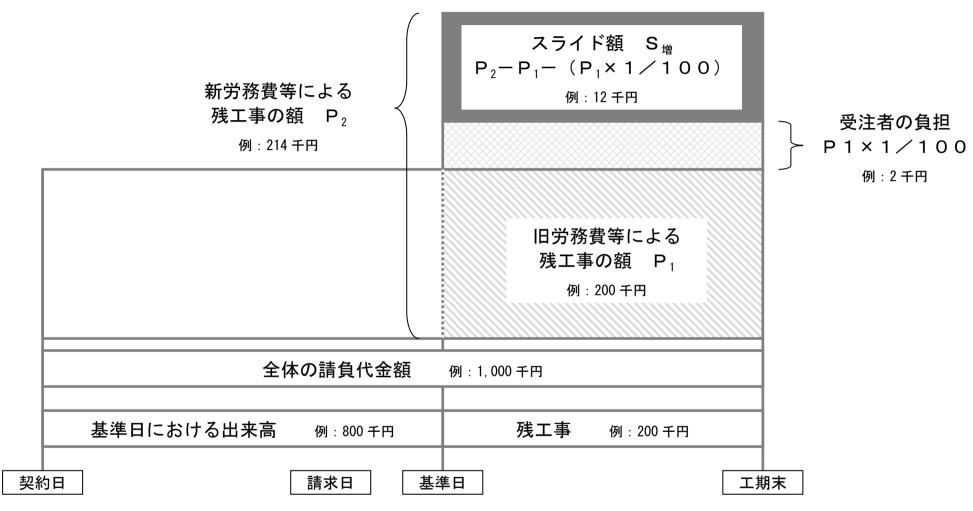
決裁者

期間等

スライド額の請求【様式2】 担当部長 (受注者→発注者) 7 日 以内 14 日 スライド額協議開始日の通知【様式3】 担当部長 以 (発注者→受注者) 内 基 準 日 出来形・残工事量の確認【様式4】 担当部長 (発注者・受注者双方で1部づつ) スライド額の確定の協議【様式5】 担当部長 ケ月以 14 (発注者→受注者) H 以 内 スライド額の承諾【様式6】 担当課長 (受注者→発注者) スライド変更契約 決裁規定による 工期末

備考 1) スライド協議の請求は繰越確定日(議決又は専決手続等)以降とする。 ただし、この特別措置に必要な手続については、事前に説明できる。

~ スライド額の算定イメージ ~



備考 1) 「S_増>P₁×1/100」の場合のみ、今回の特別措置が適用可能

年 月 日

雲仙市長

様

住 所 商号又は名称 代表者名

印

公共工事設計労務費単価等の特別措置による請負代金額の変更について(請求)

年 月 日付けで契約締結した下記工事については、労務単価等の変動により、 請負代金額の変更を請求します。

記

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 工事箇所
- 4 請負代金額 円
- 5 工期年 月 日から年 月 日まで

年 月 日

雲仙市長

様

印

雲仙市建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について (請求)

年 月 日付けで契約締結した下記工事については、労務単価等の変動により、 雲仙市建設工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 工事箇所
- 4 請負代金額 円
- 5 工期年 月 日から年 月 日まで
- 6 希望基準日 年 月 日
- 7 変更請求概算額 円
- 8 概算残工事請負代金額 円 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する 請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となる場合があります。

年 月 日

○○建設株式会社 代表取締役

様

雲仙市長印

雲仙市建設工事請負契約書第25条第8項に基づく協議開始日について (通知)

年 月 日付けで請求のあったこのことについては、雲仙市建設工事請負契約 書第25条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 スライド額協議開始日 年 月 日

(※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から7日以内に通知する。なお、通知は請求から7日以内に行うが、協議開始日は受注者と協議して決める必要があり、工期内であればよい。)

通知するときはこの内容は削除すること

残 工 事 量 確 認 書

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 工期年 月 日から年 月 日まで
- 4 基 準 日 年 月 日
- 5 残 工 事 量 別紙数量総括表のとおり

上記のとおり確認する。

年 月 日

監督職員 氏名 印

現場代理人氏名 印

(本紙に数量総括表を添付したものを2部作成し、発注者・受注者双方が保管する。)

通知するときはこの内容は削除すること

年 月 日

○○建設株式会社 代表取締役

様

雲仙市長印

雲仙市建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)

年月 日付けで請求のあった雲仙市建設工事請負契約書第25条第6項に基づく 請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します(詳細は別 紙のとおり)。

なお、異存がなければ別添承諾書への記入押印のうえ返送願います。

記

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 スライド変更金額 (増・減) 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

4 工期年月日から年月日まで

5 基 準 日 年 月 日

(別紙)

労務費等の変動に基づく請負代金額計算書

工事番号

工 事 名

請負代金額	出来高額	P 1	P 2

スライド額
$$(S_{\dot{\mu}})$$
 = P_2 - P_1 - $(P_1 \times 1/100)$ = - $(X_1/100)$ = - $($

(ただし、 $P_1 < P_2$)

P₁:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

 P_2 :変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

 スライド額
 × 消費税率(地方消費税含む)

年 月 日

承 諾 書

様

印

年 月 日付けで協議のありました、下記工事の雲仙市建設工事請負契約書第25条第7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので承諾します。

記

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 スライド変更金額(増・減) (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円 円)

4 工期年月日から年月日まで

5 基 準 日 年 月 日